

特 記 事 項

工 事 番 号	第 7 号
工 事 名	厩相地内下水道管路改築（人孔・管路更生）工事
担 当 課	都市整備課
担 当 者	北川 亮次
見 積 書 （見積根拠資料）内訳	管路（補助事業） 一式 管路（単独事業） 一式 直接工事費計 諸経費 見積額（税抜）
※右記事項を全て見積書に記入し、入札書とともに投函してください。	

注 意 事 項

（質疑応答について）

質 疑 令 7 年 6 月 3 日（火） 13時まで

- 質疑書の様式は任意様式としますが、質疑書の宛先は、「広陵町長 山村 吉由」とし、工事名を明記すること。
- 質疑書は上記の日時の間に電子メール又は FAX で送付すること。なお電子メールの場合の保存形式は PDF とし、**社印の印影が確認出来ないものは認めない。質疑がない場合についても、質疑がない旨を記載した電子メール又は FAX を送信すること。**また送付後に送信の旨を上記担当者に電話連絡すること。

ティーオーエスエイチアイケーエー ティーオーダブリューエヌ エヌエーアルエー ケーオーアルワイオー エルジー・ジェピー

- 送信先：（電子メール） **t o s h i k a @ t o w n . n a r a - k o r y o . l g . j p**
：（FAX） **0 7 4 5 - 5 5 - 3 6 1 7**

（広陵町役場 都市整備部 都市整備課）

件名：「厩相地内下水道管路改築（人孔・管路更生）工事に係る質疑書の提出について」

電話連絡先：0745-55-1001

- 質疑書提出の際は**返送先（担当者名等）を明記すること。**

回 答 令和 7 年 6 月 9 日（月） 17時まで

- 質疑書の回答については、電子メール又は FAX で行い、質疑回答書の形式は PDF とする。なお、受領の有無確認のため開封確認メール又は電話にて上記担当者まで連絡を行うこと。

（共通事項）

- （1）完成期限は必ず守ること。
- （2）仕様書に明記されていない事項であっても、本工事の目的達成のために必要な設備等、または工事の性質上当然必要と思われるものについては、原則として工事請負者（以下「請負者」という。）の責任において完備しなければならない。
- （3）受注者は、施工実施に先立ち施工計画書及び再生資源利用計画書を発注者に提出し、再生資源利用計画書を現場に掲示すること。また、施工完了後は滞りなく竣工図書及び再生資源利用実施書を発注者に提出すること。
- （4）工事中の危険防止対策を十分行い、また、労働者への安全教育を徹底し、労働災害の発生がないように努めること。

- (5) 資材置場、資材搬入路、仮設事務所等は、町と十分協議し、他の工事への支障が生じないよう計画し、実施すること。
- (6) 他の設備、既存物件、公道舗装等の損傷、汚染防止に努め、万一損傷、汚染が生じた場合は受注者の負担で速やかに復旧すること。
- (7) 騒音・振動については、十分配慮すること。
- (8) 受注者は、落札金額にかかわらず施工体制台帳を作成し、発注者にその写しを提出するとともに、工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲示すること。
- また、下請契約を締結するときは施工体系図を作成し、工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲示すること。

《施工上の注意点》

- (1) 施工実施にあたっては、事前調査（施工、環境、用地、電線等の確認）を十分に行い、必要に応じて監督員と協議し、試験掘削を実施すること。
- (2) 施工に先立ち事前に工事予告看板を設置し、通行車両等に周知を徹底すること。設置位置については発注者との協議のもと決定すること。
- (3) 施工中における通行規制については原則昼間のみとし、作業の都合上夜間の通行が困難となる期間については確実な安全対策を講じ、事故防止対策を徹底すること。
- (4) 隣接地権者、沿道住居等に工事着手に係る説明を事前に実施し周知を徹底すること。
- (5) 安全のため、関係者以外を工事現場に立ち入らせないように留意すること。
- 夜間においては通行者の安全に配慮しバリケード等による養生を徹底すること。
- (6) 施工に伴う土砂等の流出防止を徹底して行い、周辺への配慮に努めること。
- (7) 当該現場は孔内において硫化水素の発生が確認されており作業実施は十分な換気と連続したガス計測を実施のうえ作業にあたるものとし有資格者の配置および作業手順と安全管理計画の確立を徹底すること。
- (8) その他事項については、土木請負工事必携（奈良県県土マネジメント部）に準じること。
- (9) 工事に際して必要に応じ道路交通法令等を遵守すること。

(選定工法)

本工事において想定している工法は下記のとおりとする。

・管きょ更生工（上・下流共）

製管工法 「SPR-SE 工法」（日本 SPR 工法協会）

・マンホール更生工

下水道複合マンホール更生工法 「PML 工法」（ポリエチレンライニング工法協会）

上記工法による施工が困難な場合は困難である明確な理由およびその他工法の適用可否を十分精査し、設計性能および仕様を満足するものに限り監督員との協議をもって認めるものとする。

(建設副産物の搬出)

1. 本工事の施工により発生する建設副産物の受入場所(施設)については、下記のとおりとする。ただし、請負者の責によるものでないやむを得ない理由により、下記によりがたい場合は監督職員と協議するものとし、受入場所(施設)及び設計の変更対象とする。

請負者の責によるものでないやむを得ない理由とは、以下の(1)～(5)である。

- (1) 受入施設の受入可能量の超過、施設の故障等、受入側の事情により受入が不可能となった場合
- (2) 受入場所(施設)までの運搬経路に支障が生じ運搬が不可能となった場合、もしくは迂回経路の運搬距離が著しく延びる場合
- (3) 発生した建設副産物の形状が、受入条件と一致することが困難になった場合
- (4) 受入施設の不適正な行為を行政機関等が確認した場合
- (5) 受入施設が廃棄物処理法に基づく許可の失効、もしくは行政処分を受けた場合

なお、請負者の都合による受入場所(施設)の変更は、監督職員と協議の上、公的な受入施設、奈良県が許可した県内の産業廃棄物処理業者、奈良県県土マネジメント部に建設発生土受入業者として登録している県内の民間受入施設に限って認めるものとし、設計金額の変更は減額となる場合のみを対象とする。

建設副産物	受入場所	片道 運搬 距離	受入期間及び 受入時間	その他受入条件
コンクリート殻（無筋）	奈良市南庄町 136番地他 (株) I. T. O	13.6km	日曜・祝日 受入不可	石綿・有害物質含有 受入不可
建設発生土 (砂質土)	桜井市赤尾 285、 浅古 477 番 1 佐々竹建設(株)	15.1km	日曜・祝日 ・夜間 受入不可	高含水土、ごみ等 受入不可
アスファルト殻（As 塊）	橿原市曲川 7 丁目 627 番、628 番 三建工業(株)	6.9km	日曜・祝日 受入不可	最大寸法 30*30*30 タイル、瓦、石綿、 ピアノ線受入不可

請負契約の際には、建設工事請負契約書における「7 解体工事に要する費用等（3）再資源化等をする施設の名称及び所在地」については、本特記仕様書の受入場所(施設)を記載すること。

2. 産業廃棄物の搬出にあたっては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）等により、適正に処理されていることを確認するとともに監督職員にその写しを提出すること。あわせて、産業廃棄物受入施設が発行する受入時の計量伝票の写しを監督職員に提出するとともに、検査時及び監督職員等より請求があった場合には直ちに原本を提示すること。

(CORINS の登録)

請負者は、受注時又は変更時において工事請負代金が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「工事カルテ」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成后10日以内に、訂正時は適宜登録機関である（財）日本建設情報総合センターに登録しなければならない。（ただし、工事請負代金金額500万円以上2,500万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録するものとする。）また、上記機関発行の「工事カルテ受領書」が請負者に届いた場合は、その写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。

なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。